

税務課からのお知らせ

固定資産税・軽自動車税に係る手続き

問税務課 ☎(57)4123

固定資産税及び軽自動車税における手続きについて、お問合せが多いものをまとめましたので参考にしてください。手続きの詳細については、税務課まで直接お問合せください。

①固定資産税

〈固定資産の所有者が亡くなった場合〉

登記されている固定資産(土地、家屋)の所有者が亡くなった場合、法務局にて相続登記の手続きが必要です。登記については、宇都宮地方法務局小山出張所(☎0285(22)0361)までお問合せください。

また、所有者が亡くなった翌年の1月1日までに相続登記が困難な場合は、『相続人代表者指定届』を町税務課へ提出してください。

〈固定資産の所有者が海外転出される場合〉

海外転勤などにより、固定資産税関係書類を受領できない場合、税務課へ『納税管理人申告書』を提出してください。

申告書提出後の賦課徴収及び還付に関する書類を納税管理人のもとに送付します。

〈償却資産の申告〉

町内に事業用の償却資産を所有している個人・法人は、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに、町へ申告書を提出することが義務付けられています。

なお、新たに申告を行う場合、様式は町ホームページからダウンロードいただくか、税務課でも配布しています。

主な償却資産の具体例は下表のとおりです。

構築物	ビニールハウス、広告塔、駐車場舗装、屋外配管、フェンス、ブロック塀、テント倉庫など
機械及び装置	農機具、製造設備、建設機械、印刷機械、太陽光発電装置など
船舶・航空機	モーターボート、グライダー、ヘリコプターなど
車両及び運搬具	フォークリフト、大型特殊自動車など
工具・器具及び備品	冷蔵庫、パソコン、コピー機など

※電力会社へ売電を行っている太陽光発電装置は、申告の対象となります(家屋と一体で評価されているものや、売電を行っていないものは除く。)

※農業収入を得ている方は、農機具やビニールハウスなどの資産も申告の対象となります。

※現在、使用していなくても使用可能な償却資産は申告の対象となります。

※無形固定資産、自動車税又は軽自動車税の対象資産は申告の対象外です。

〈未登記家屋〉

未登記家屋を新築または増改築した場合や、売買などの事由により所有者に変更があった場合は、『未登記家屋届出書』を税務課へ提出してください。

〈家屋の滅失〉

毎年1月1日以降に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに税務課までご連絡ください。

担当職員が現地調査に伺います。なお、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をされた場合、ご連絡は不要です。

②軽自動車税

〈軽自動車の所有者が亡くなった場合〉

亡くなられた方の名義の車両については、下記窓口にて、速やかに名義変更や廃車などの手続きをお願いいたします。名義が亡くなられた方のままの場合、法定相続人の方に納税通知書を送付させていただくことがございますので、ご了承ください。

車の種類	届出場所	連絡先
原動機付自転車 小型特殊自動車	野木町役場 総合政策部 税務課 資産税係	☎0280(57)4123
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 栃木事務所 佐野支所	☎050(3816)3108
小型自動車 軽自動車 (二輪)	関東運輸局 栃木運輸支局 佐野自動車検査登録事務所	☎050(5540)2020

〈廃車手続きをしていない軽自動車等〉

ご所有の軽自動車等を廃棄・売却した後、廃車手続きをしていないと、翌年度以降も軽自動車税が課税されてしまいます。特に近年では農耕車に関するお問合せを多くいただいております。

納税通知書に記載の車両と現在所有している車両をご確認いただき、現在所有していない車両がある場合は、上記の届出場所にて速やかに廃車手続きをお願いいたします。

ご自宅から確定申告ができます！

問栃木税務署 ☎0282(22)0885

確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーライタ又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続を行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライタ等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

来年の確定申告では、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/06_2.htm

(国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」)



～12月は町税滞納整理強化月間です～ 税金・保険料は納期内納付をお願いします

問税務課 ☎(57)4124

納税の公平と税収の確保を図るため、町税等徴収の強化に取り組んでおります。

皆様が納めた税金は、教育や福祉、ごみ処理などの公共サービス等に使われています。町では、納期内の自主的な納付をお願いしておりますが、未納がある方には督促状や催告書をお送りします。それにもかかわらず未納の場合は、納期内に納付されている大多数の町民の皆様との公平性を確保するために法律に基づき財産調査等を行い、給料、預貯金、不動産などの「差押え」を行うこととなります。病気や失業など特別の事情により納期までに納付が困難な場合は、早めに納税相談にお越しください。

税務課の窓口延長日(毎週木曜日(祝日・年末年始除く)19時まで)においても納税相談を行っていますので、日中ご来庁できない方は、ご相談にお越しください。